

豊南中学校育友会役員・委員立候補募集細則

- 第1条 本細則は、育友会役員・委員の立候補募集について定める。
- 第2条 本細則による募集範囲は、2年任期役員(副会長(次年度相談役)、執行委員(次年度会長)、執行委員(次年度副会長))と、役員(副会長(市P連担当)、書記、会計、常任正・副委員長)、常任委員、会計監査委員とする。
- 第3条 育友会役員・委員募集では、1年生、2年生、~~中学校通学区内の小学6年生~~の保護者に対して、第4条の内容が告知される。
- 第4条 保護者に対して、告知される内容は下記である。
- ・ 立候補募集の応募期限、応募方法
 - ・ 役員、各委員会の業務内容の紹介
 - ・ 募集説明会の日時・場所
- 第5条 立候補募集の応募期限、応募方法は、役員会で定める。応募方法は、応募順が客観的に定まる方法でなくてはならない。
- 第6条 応募締め切りに先立って、募集説明会を実施する。
- 第7条 応募後の役員・委員決定方法は、下記のとおりとする。
- 応募順での選択権
 - ・ 応募順で、「選択順位」を定める。
 - ・ 「選択順位」1番から9番までの応募者は、役員(9名)の中から、順に、役職を選択する。
ただし、応募者間で、相談をして決めていくことを妨げない。
 - ・ 「選択順位」10番目以降の応募者は、順に、常任委員・会計監査から選択可とする。
 - 同じ地区からの複数役員を選出回避
 - ・ 2年任期役員3名は、各々、異なる地区から選出する。同様に、1年任期役員9名、会計監査委員2名も、異なる地区からの選出とする。
 - ・ 前項の規定に関わらず、同じ地区からの複数応募者がいて、2年任期役職を既に選択された場合には、2番目の応募者は、1年任期役員から役職を選択する。
 - ・ 同様に、同じ地区から1年任期役職を既に選択された場合には、同じ地区のそれ以降の選択順位の応募者は、常任委員・会計監査委員から役職を選択する。
- 第8条 応募者が埋まらなかった役員、常任委員は、従来どおり、地区からの推薦に基づいて決定する。その際に、応募者がいた地区からの役員・常任委員の割当人数は、応募者数だけ少なくするものとする。
- 割当人数を少なくする配慮は、次年度に引き継がない。
(ある年度、たくさん役員を担当したからと言って、次年度少なくともいいわけではない)
- 第9条 この細則は、役員会で決定する。役員会の半数以上の賛成で改定される。

付則

令和3年6月5日制定

令和 5年 4月 6日一部改正

(第3条「中学校通学区内の小学6年生」を削除)